

議第一号

徳島県議会の議決すべき事件を定める条例の一部改正について

右の議案を別紙のとおり、地方自治法第百十二条及び徳島県議会議規則第十四条第一項の規定により提出する。

平成二十七年十二月十八日

提出者

丸若祐二	来代正文
榎本孝	藤田元治
杉本直樹	木南征美
中山俊雄	嘉見博之
岩丸正史	臼木春夫

徳島県議会議長

川端正義殿

徳島県議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例

徳島県議会の議決すべき事件を定める条例（昭和五十四年徳島県条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

「電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二十二條第一項の規定により経済産業大臣に届け出る」を「県営電気事業の日野谷発電所、坂州発電所、川口発電所及び勝浦発電所において発電する電気の」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の徳島県議会の議決すべき事件を定める条例の規定は、平成二十八年四月一日以後に発電する電気の売電について適用し、同日前に発電する電気の売電については、なお従前の例による。

提案理由

電気事業法の一部が改正されたことに伴い、所要の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。